

令和3年5月24日

保護者の皆様へ

京都市立嵯峨中学校  
校長 小滝 俊則

## 台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

本校では、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び校区に「避難指示」が発令された場合、また、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取ります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### ◎台風等に関する措置

##### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを最優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5限（13時15分）からの始業 ※給食は中止
  - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

##### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合について、以下の措置をとります。

暴風警報解除の時刻等	措 置
午前 7時までに解除になった場合	平常授業
午前 9時までに解除になった場合	3限（10時45分）からの始業
午前11時までに解除になった場合	5限（13時15分）からの始業 ※給食は中止
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

##### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

（特に全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

##### 4 避難指示が発令された場合について

本校の校区である嵯峨・嵐山学区は、「桂川下流の浸水想定区域」であるため、嵯峨・嵐山学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。※「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置はとりません。

ただし「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合せ等）をとる場合があります。

（裏面へ）

- 5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

【参考】 避難勧告等の名称変更について



(※内閣府のチラシより)

## ◎地震に関する措置

### 1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。  
※学校所在の右京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。  
※下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。  
※休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### 2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

### 3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子さまにもその旨をご指導いただきますようお願いいたします。